

平成29年度  
留学生住宅総合補償説明会  
学生教育研究災害傷害保険説明会  
実施報告書



公益財団法人 日本国際教育支援協会  
事業部保険・補償課

## 目次

1. 日程及び実施会場 .....	1
2. 留学生住宅総合補償説明会 .....	2
3. 学生教育研究災害傷害保険説明会 .....	3
4. 配付資料 .....	4

### <添付資料>

#### ・資料①

平成 29 年度 留学生住宅総合補償説明会・学生教育研究災害傷害保険説明会 参加状況

..... 5

#### ・資料②

平成 29 年度 保険説明会お申込時のご質問と回答

..... 8

#### ・資料③

平成 29 年度 保険説明会でのご質問と回答..... 10

(公財)日本国際教育支援協会は、平成29年9月27日(水)より10月26日(木)まで、平成29年度留学生住宅総合補償説明会及び学生教育研究災害傷害保険説明会を全国8か所の会場で開催した(資料①参照)。

この事業は、外国人留学生のための補償制度である「留学生住宅総合補償」と、大学からの要望により創設された大学・短期大学生のための保険である「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」を、平成16年4月1日、(財)内外学生センターから本協会が承継したものである。また、平成18年度には「学研災付帯学生生活総合保険」を、平成27年度には「学研災付帯海外留学保険」を創設した。

本説明会は、留学生住宅総合補償及び学生教育研究災害傷害保険に関して大学・短期大学等の関係者の理解を深め、制度の充実発展を期するため、事業の一環として毎年開催している。本年度の両説明会では、本年度から運用を開始した「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険(インバウンド付帯学総)」についての説明も行った。また、質疑応答及び個別相談の時間を設け、参加者から多くの質問や意見が寄せられた。日頃抱えている制度内容の質問や事務手続きに関する相談の他、「インバウンド付帯学総」の導入を検討する大学等から多数の問い合わせがあった。例年の通り、午前中に留学生住宅総合補償説明会を、午後から学生教育研究災害傷害保険説明会を開催した。

## 1. 日程及び実施会場

(各会場での日程及び実施会場は以下のとおり。)

会場	対象地区	実施日	会場施設名と所在地
東京	関東・甲信越	9月27日(水)	国立オリンピック記念青少年総合センター (渋谷区代々木神園町3-1)
札幌	北海道	10月3日(火)	北洋大通センター (札幌市中央区大通西3-7)
仙台	東北	10月11日(水)	仙台東京海上日動ビル (仙台市青葉区中央2-8-16)
名古屋	東海・北陸	10月18日(水)	名古屋東京海上日動ビル (名古屋市中区丸の内2-20-19)
京都	近畿	10月26日(木)	京都東京海上日動ビル (京都市下京区四条通麩屋町西入ル立売東町22)
大阪	近畿	10月25日(水)	大阪東京海上日動ビル (大阪市中央区城見2-2-53)
広島	中国・四国	10月13日(金)	広島ビジネスタワー (広島市中区八丁堀3-33)
福岡	九州・沖縄	10月6日(金)	福岡東京海上日動ビル (福岡市博多区綱場町3-3)

\*9月開催の東京を除き、対象地区は北から順に記載。

各会場におけるスケジュールは以下のとおり。

10:20 受付開始	12:30 受付開始
11:00 留学生住宅総合補償説明会 開会	14:00 学生教育研究災害傷害保険説明会 開会
12:15 同説明会 閉会、個別相談開始	16:00 同説明会 閉会、個別相談開始
12:30 個別相談終了	16:30 (東京会場は 16:35) 個別相談終了

## 2. 留学生住宅総合補償説明会

留学生住宅総合補償説明会は、各会場とも以下のとおり実施した。

1. 開 会 ……公益財団法人日本国際教育支援協会 保険・補償課
2. 配付資料確認
3. 出席者紹介
4. 挨拶 ……公益財団法人日本国際教育支援協会  
(理事長、専務理事又は事業部次長)
5. 挨拶 ……文部科学省高等教育局学生・留学生課  
齋藤 潔 企画官留学生交流室長 (東京会場のみ)
6. 説 明
  - (1) 概要及び現況
    - a) 概要・沿革
    - b) 加入・事故状況
    - c) 昨今の事件事例
  - (2) 事務手続きの重要事項について
    - a) 事務手続きの留意点
    - b) 事例研究 Q&A

※ 補償基金部分 ……公益財団法人日本国際教育支援協会 保険・補償課  
保険事故部分 ……東京海上日動火災保険株式会社
7. そ の 他 ……公益財団法人日本国際教育支援協会 保険・補償課
  - ・帳票類について
  - ・留学生住宅システムの改修について
  - ・「学生生活における事故の傾向について」の紹介
  - ・「インバウンド付帯学総」について ……東京海上日動火災保険株式会社
8. 質 疑 応 答 ……公益財団法人日本国際教育支援協会 保険・補償課  
東京海上日動火災保険株式会社
9. 閉 会 ……公益財団法人日本国際教育支援協会 保険・補償課
10. 個 別 相 談 ……公益財団法人日本国際教育支援協会 保険・補償課  
東京海上日動火災保険株式会社

### 3. 学生教育研究災害傷害保険説明会

学生教育研究災害傷害保険説明会は、各会場とも以下のとおり実施した。

1. 開 会 ……公益財団法人日本国際教育支援協会 保険・補償課
2. 配付資料確認
3. 出席者紹介
4. 挨拶 ……公益財団法人日本国際教育支援協会  
(理事長、専務理事又は事業部次長)
5. 挨拶 ……文部科学省高等教育局学生・留学生課  
八島 崇 課長補佐 (東京会場のみ)
6. 説 明
  - (1) 学生教育研究災害傷害保険の概要及び現況について
  - (2) 事務手続の重要事項について
  - (3) 学生教育研究災害傷害保険の改定について
  - (4) 学研災付帯学生生活総合保険 (付帯学総) について
  - (5) 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険 (インバウンド付帯学総) について
  - (6) 学研災付帯海外留学保険 (付帯海学) について

※ (1)・(2) ……公益財団法人日本国際教育支援協会 保険・補償課  
(3)～(6) ……東京海上日動火災保険株式会社
7. 質 疑 応 答 ……公益財団法人日本国際教育支援協会 保険・補償課  
東京海上日動火災保険株式会社
8. 閉 会 ……公益財団法人日本国際教育支援協会 保険・補償課
9. 個 別 相 談 ……公益財団法人日本国際教育支援協会 保険・補償課  
東京海上日動火災保険株式会社

## 4. 配付資料

留学生住宅総合補償説明会の参加者には(1)を、学生教育研究災害傷害保険説明会の参加者には(2)を配付した。また、両説明会の参加者には(1)、(2)をセットで配付した。

なお、不参加の留学生住宅総合補償協力校・学研災賛助会員校には、本協会より別途資料を送付した。

### (1) 留学生住宅総合補償説明会

- ① 資料一覧
- ② 平成 29 年度 留学生住宅総合補償 説明会 (資料 1)
- ③ 平成 28 年度 留学生住宅総合補償 年次報告 (資料 2)
- ④ 留学生住宅総合補償パンフレット
- ⑤ 水漏れ事故にご注意 (チラシ)
- ⑥ インバウンド付帯学総 (チラシ)
- ⑦ 組織と事業 2017
- ⑧ 参加者名簿・主催者名簿
- ⑨ 4 色ボールペン
- ⑩ インバウンド付帯学総のすすめ (チラシ)

※①～⑧は青封筒に入れ、⑨・⑩は会場で受付時に配付した。

### (2) 学生教育研究災害傷害保険説明会

- ① 資料一覧
- ② 平成 29 年度 学生教育研究災害傷害保険 説明会 (資料 1)
- ③ 平成 28 年度 学生教育研究災害傷害保険 年次報告 (資料 2)
- ④ カラー刷りパンフレット (学研災・付帯賠償・付帯学総・インバウンド付帯学総・付帯海学)
- ⑤ 学生教育研究災害傷害保険のごあんない (2,000 万円タイプ) 【白地+ピンク色】
- ⑥ 学生教育研究災害傷害保険のごあんない (1,200 万円タイプ) 【白地+オレンジ色】
- ⑦ 学研災付帯賠償責任保険のごあんない (A, B, C コース) 【白地+青色】
- ⑧ 法科大学院生教育研究賠償責任保険 (法科賠) のごあんない (L コース) 【白地+紫色】
- ⑨ 学研災付帯学生生活総合保険パンフレット
- ⑩ 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険パンフレット
- ⑪ 学研災付帯海外留学保険パンフレット
- ⑫ 学研災付帯学生生活総合保険等 事務処理等の手引き
- ⑬ 組織と事業 2017
- ⑭ 参加者名簿・主催者名簿
- ⑮ クリアファイル (グレーVer.)
- ⑯ 4 色ボールペン
- ⑰ サイちゃん付箋 2 種 (緑色・ピンク色)
- ⑱ インバウンド付帯学総のすすめ (チラシ)
- ⑲ 「海外留学における危機管理上の留意点」学生向けセミナー開催について (チラシ)
- ⑳ 学研災及び付帯賠償の事故事例 (地区別)

※①～⑭はピンク色の封筒に、⑯～⑳は⑮クリアファイルに入れ、会場で受付時に配付した。

※昨年度に引き続き、資料持ち帰り用の紙袋を作成し、両説明会で希望者に配付した。

※学研災保険金支払事例分析報告書「学生生活における事故の傾向について」を、札幌・福岡以外の会場の受付近くに平積みし、両説明会で希望者に配付した。

## 平成29年度留学生住宅総合補償説明会・学生教育研究災害傷害保険説明会 参加状況

## 1. 参加人数と内訳

(総括)

参加者(実数) . . . . .	1,173 人	留補償 . . . . .	375 人
		学研災 . . . . .	1,028 人
		延べ参加者計 . . . . .	1,403 人

学校別状況 (単位: 人)

学校種別	留補償	学研災	両方参加 (内数)	合計 (実数)
国立大学	70	180	38	212
国立短期大学	0	0	0	0
公立大学	37	92	26	103
公立短期大学	1	8	1	8
私立大学	198	614	131	681
私立短期大学	18	115	15	118
国立高等専門学校	2	0	0	2
公立高等専門学校	0	0	0	0
私立高等専門学校	0	0	0	0
専門学校	18	1	1	18
日本語学校	11	0	0	11
他	20	18	18	20
計	375	1,028	230	1,173

※他＝複数の教育機関を統括する学校法人及びその他の教育関連組織等

会場別状況 (単位: 人)

会場	留補償	学研災	両方参加 (内数)	合計 (実数)
東京	145	388	85	448
札幌	22	47	5	64
仙台	25	74	18	81
名古屋	42	106	23	125
京都	14	62	11	65
大阪	47	141	36	152
広島	26	74	16	84
福岡	54	136	36	154
計	375	1,028	230	1,173

## 2. 参加学校と内訳

( 総括)	平成29年度	平成28年度	対前年度増減
留補償 参加学校数	289	273	16
①うち協力校	260	247	13
②2017.3現在協力校	898	869	29
参加率( ①/②)	29.0%	28.4%	0.6%

	平成29年度	平成28年度	対前年度増減
学研災 参加学校数	648	638	10
③うち賛助会員校	640	630	10
④2017.3現在賛助会員校	1,086	1,096	-10
参加率( ③/④)	58.9%	57.5%	1.4%

## ( 1 ) 留学生住宅総合補償

学校別状況 ( 単位: 校・機関)

学校種別	協力校	非協力校等	計
国立大学	45	1	46
国立短期大学	0	0	0
公立大学	30	1	31
公立短期大学	1	0	1
私立大学	148	14	162
私立短期大学	9	7	16
国立高等専門学校	2	0	2
公立高等専門学校	0	0	0
私立高等専門学校	0	0	0
専門学校	15	3	18
日本語学校	10	0	10
他	0	3	3
計	260	29	289

会場別状況 ( 単位: 校・機関)

会場	協力校	非協力校等	計
東京	96	16	112
札幌	13	3	16
仙台	16	1	17
名古屋	34	3	37
京都	12	1	13
大阪	33	5	38
広島	20	2	22
福岡	37	5	42
計	261	36	297

※会場別状況は、同一学校が複数の会場の説明会に参加した場合、それぞれの地区で1校としている。



## (2) 学生教育研究災害傷害保険

## 学校別状況 (単位: 校・機関)

学校種別	賛助 会員校	非賛助 会員校	計
国立大学	76	0	76
国立短期大学	0	0	0
公立大学	57	2	59
公立短期大学	7	0	7
私立大学	394	3	397
私立短期大学	106	0	106
国立高等専門学校	0	0	0
公立高等専門学校	0	0	0
私立高等専門学校	0	0	0
専門学校	0	1	1
日本語学校	0	0	0
他	0	2	2
計	640	8	648

## 会場別状況 (単位: 校・機関)

会場	賛助 会員校	非賛助 会員校	計
東京	241	6	247
札幌	28	1	29
仙台	41	1	42
名古屋	74	1	75
京都	45	3	48
大阪	99	1	100
広島	49	1	50
福岡	81	1	82
計	658	15	673

※会場別状況は、同一学校が複数の会場の説明会に参加した場合、それぞれの地区で1校としている。

## 平成29年度 保険説明会お申込時のご質問と回答

※主な質問を抜粋して掲載させていただいております。回答は、事前または説明会当日にお答えした内容を一部補足・修正しております。

区分：留…留学生住宅総合補償に関するご質問  
学…学生教育研究災害傷害保険に関するご質問

## ◇ 名古屋会場

区分	質問事項	回答内容・その他
留	卒業生で残りわずかの加入が必要な学生や短期留学生のために3か月・1か月の更新ができるようにする予定はあるか。	現時点では3か月や1か月の補償期間を設ける予定はございません。補償期間内であれば解約日は遡ってご申請いただけますので、短期の補償で済む学生様につきましても、解約の際に補償期間が残る場合には異動通知書をご提出いただき、返金をご申請いただくようお願いしております。事務ご担当者様にはお手数をおかけし申し訳ございませんが、何卒ご了承ください。

## ◇ 大阪会場

区分	質問事項	回答内容・その他
学	整骨院等による診療日数の、治療日数への換算の可否について、捻挫や骨折や靭帯損傷などにより「整骨院」へ通院した際、保険外診療だけの治療だった場合でも治療日数へ含めることはできるか。	平成29年度版の学研災等の『解説』P.121 問59にありますとおり、保険外診療でも柔道整復師による施術であれば医師と同様に治療日数にカウントしていただけます。ただし、P.139問166にありますとおり、薬剤、診断書、医療器具等の受領等、治療を伴わない通院は含みません。
留	留学生住宅総合補償の故意・重過失の認定事例、事例がない場合は想定されるケースを教えてください。	<p>&lt;海外旅行保険(留学生賠償責任保険・傷害後遺障害保険)&gt; これまで「故意」に該当する事案はございません。考えられる事例としましては、留学生自ら居住施設の壁を壊して賠償請求された場合等が該当するかと存じますが、実際にご請求いただいたことはございません。上記のような「故意」の場合は免責となりますが、「重過失」の場合は留補償で補償対象としております。(「留学生住宅総合補償の解説」のQ&amp;A、Q19が多少関連しています。)多様な事故形態または事故原因が存在し、また、賠償事故の当事者に求められる注意義務の程度が異なることから、「故意」「重過失」の区別が難しい事案が発生した場合には、下記窓口にご相談いただければと思います。</p> <p>* お問い合わせ先 東京海上日動火災保険(株) 本店損害サービス第一部 海外旅行保険損害サービス室 0120-789-133</p> <p>&lt;保証人補償基金&gt; こちらもこれまで「故意・重過失」に認定した事案はございませんが、賃貸借契約書に記載のない債務の請求については補償対象外としております。また、本補償実施要項等で「補償金をお支払いしない場合」に挙げております、「保証人、賃貸人又はこれらの者の代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害」で他に想定されるケースとしましては、下記が挙げられます。 賃貸人側：物件や家賃のずさんな管理等 保証人：(連帯保証人の責任の範囲内における)学生への説明・指導の不足等 ※必ずしもすべて補償対象外となるわけではございません。補償対象となるかどうか不明な事故が発生した際には、本協会へご相談ください。</p>

## 平成29年度 保険説明会お申込時のご質問と回答

## ◇ 大阪会場

区分	質問事項	回答内容・その他
学	<p>本学の留学生は1～2名程度だが、インバウンド付帯学総の案内をして、本人から希望があれば「取扱登録票」を提出するという案内の仕方で問題ないか。 また、留学生に案内する前に、事前手続きがあるか。</p>	<p>加入の際には、まず大学でインバウンド付帯学総を取り扱うためのご登録として、「取扱登録票」を大学が記入し本協会にFAXしていただきます。本協会がその旨を保険会社に連携しますと、保険会社又は代理店から貴学へご連絡が入ります。 その後、インバウンド付帯学総のどのプランを採用するかについて、保険会社又は代理店とご相談いただき、採用するプランが決まりましたら大学独自のパンフレットを作成し、学生へ配付して加入手続きを行わせる、という流れになります。 ※採用される場合は、学研災NAVIIに掲載しております「学研災付帯学生生活総合保険 取扱登録票」に、インバウンド付帯学総登録希望の旨を記入し、本協会までFAXをお願いいたします。</p>
学	<p>学研賠と付帯学総の両方に加入している場合、学研賠の対象範囲となる事故が発生した際には、どちらが適用されるのか、という質問に対して、平成29年度版の『解説』(P.143)では「付帯学総」、平成28年度説明会実施報告書(P.12)では「学研賠」となっているが、どちらが正しいか。</p>	<p>回答に一貫性がなく大変申し訳ございませんでした。 付帯賠償(学研賠)と付帯学総の両方に加入している場合で、付帯賠償の範囲内での事故が起きた場合には、基本的には示談交渉サービスが付帯されている付帯学総で対応させていただいております。 なお、付帯賠償と付帯学総のどちらでご請求いただいても問題はございませんが、付帯賠償でご請求された場合には、保険会社で付帯学総への加入状況を確認し、付帯学総にもご加入いただいていた場合は、付帯学総で対応する旨のリードをいたします。</p>

## ◇ 福岡会場

区分	質問事項	回答内容・その他
学	<p>障害学生支援(ノートテイクや教室移動介助など)をする学生(本学ではピアサポーターと呼ぶ)の活動はどの活動範囲となるのか。 【補足】 ・障害学生の授業中ではあるが、ピアサポーターの授業中ではない。(基本、空き時間の学生が障害学生の支援に専念)⇒正課中? ・ピアサポーターは本学が募集し、大学の支援組織(教職員)が運営する。その責任者は学長である。⇒学校行事? ・平成28年4月障害者差別解消法が施行。配慮申請にて合理的配慮を提供する際に障害者支援に学生達が関わる機会は増えるため、条件の整備をお願いしたい。例えば、大学の運営ならば、大学の行事(活動)とみなす等。</p>	<p>ピアサポーターとしての活動を貴学で「正課」又は「学校行事」と位置づけていただければ、ピアサポーターとして活動を行っている間は学研災の補償対象となります。 なお、正課扱いか学校行事扱いのどちらにするかは、貴学で判断していただき問題ございません。 ※正課とする場合でも単位の有無や報酬の有無は関係ございません。 ※「学校行事」とする場合には事前の手続きが必要になりますので、平成29年度の学研災等の『解説』P.43をご参照の上、位置づけをお願いいたします。</p>

## 【留学生住宅総合補償】平成29年度 保険説明会でのご質問と回答(会場順)

No.	地区	質問内容	回答
1	東京	本学の学生が他校の学生とルームシェアをする場合、留補償の利用を認めていない大学が多いようだが、留補償に加入させることはできないのか。	貴学の学生が他校(協力校)の学生とルームシェアをする物件で留補償を利用する場合、両者にご加入いただき、貴学と他校が連帯保証人を引き受けることになると、他校の学生が起こした居室に関する事故についても貴学が連帯保証人として責任を負うことになり、損害を被る危険性があります。こうした危険を避けるため、他校の学生とルームシェアをする場合は連帯保証人を引き受けないことにしている学校もあるのだと思いますが、留補償に加入すること自体は可能です。賃貸借契約書の形態などの個別の状況にもよりますので、都度お問い合わせください。
2	東京	本学では卒業式をもって学籍が喪失することになっている。いつまで在籍期間とみなすかは学校によって異なるということになるか。	学校により異なります。基金事故が発生した際には、学校から申告された学籍喪失日に基づき審査を行っております。
3	東京	学部長の名前で連帯保証人を引き受けているが、先日異動により学部長が変更になった。保証人名が異なることで補償を受けられないことはあるか。	基金事故のご申請の際に保証人が変更になっている旨をお申し出いただければ問題ありません。異動通知書をご提出いただくことで保証人変更が可能です。一人一人手続きしていただかなければならないため、契約継続の際にご変更いただくなど、個別に更新の機会がございましたらお手続きをお願いいたします。なお、機関保証であれば異動通知は不要です。ユーザー情報の変更のみで問題ありません。
4	東京	配偶者・子どもは対象になるが、事実婚の妻・子どもは対象外か。	留学生本人名義で借りている部屋で、借戸室内で留学生本人に管理責任が発生することが前提ですが、事実婚であるという証明書をご提出いただき、配偶者として認めることは可能です。個別での判断となりますが、証明書として提出できるような書類があるか、ご確認いただければと思います。
5	東京	年次報告では43件中3件が限度額の支払いとなっている。本学でも過去に50万円の事故が起きた。保険料が上がってもよいので、補償限度額を上げることを検討したことはあるか。また、今後検討する予定はあるか。	現状は30万円を超える案件がそれほど出ていないと見ておりますが、多くの留学生を抱える学校からは、保険料を上げてよいので限度額を上げてほしいなどのご意見をいただくこともあります。一方で、保険料が安い方がよいというご意見もあり、その兼ね合いも考え、制度の全体のバランスを見て、改定については判断をしていく所存です。現時点で改定の予定はありませんが、今後も皆様のお声を聴きつつ検討していきたいと思っております。
6	東京	求償権の調査については、補償金受け取り後、何回、何年にわたって回答が必要か。また情報の入手は困難な場合が多いが、積極的な情報の入手に努める必要があるか。	補償金支払後半年以上経過した方について、半年ごとに2回調査をさせていただいております。海外にお帰りになった学生様については弁済は困難なものと判断しておりますので、国内にいる学生様につきまして、皆様が普段業務をされている中で情報を入手する機会があった際に、本協会まで情報をお寄せいただければ大変有難いです。
7	東京	①卒業後31日間までは補償されるということだが、「卒業」とは卒業式当日を以って卒業とみなすのか、3月31日までは日本語学校在籍中とみなされるのか。 ②日本語学校卒業後、大学等へ進学する学生もいるが、進学先の大学が協力校かどうか簡単に検索できるシステムがあれば教えてほしい。	①3月31日まで在籍しているということであれば、そこから31日間までは補償対象となります。 ②本協会HPから検索ができます。進学先の大学名が協力校として掲載されており、補償期間が残っている場合には、本協会でご連絡いただけますのでご連絡ください。



















## 【学研災】平成29年度 保険説明会でのご質問と回答(保険種目別)

## ◇学研災付帯海学について

No.	地区	質問内容	回答
41	大阪	①15名前後、タイに研修に行く学生がいる。資料に基づくと、全員加入が原則だが、既に別の保険に加入している学生もいる。1人でも漏れたら加入できないのか。 ②大学側からの学生への説明会も必須なのか。	①付帯海学はプログラムごとに全員が同じプランを採用いただくことが前提となっております。そのため、プログラムが1人であれば1人でも全員加入扱いとし加入することはできます。学生には、付帯海学に入らせていただくことを前提とする旨を先にご説明いただき、それでも補償が足りないと感じるようであれば、他の保険を上乗せいただくよう周知していただければと思います。 ②大学側の説明会に関しましても、学生が海外で事故に遭った際の対処法をきちんと説明していただくことが大学としての責任でもあると思いますので、開催いただければと思います。
42	福岡	①付帯海学について平成30年6月以降始期の契約から歯科治療費用担保特約を付帯したプランができるとのことだが、内容を具体的に教えてほしい。本学では実際に「親知らずが痛む」といった事例があったが、こうした場合の治療も対象になるのか。 ②本学では代理店が学生に説明会を実施する際に、保険料と振込先を記載した用紙を学生に配付して下さるので、学生がその振込先にATMで支払っている。しかし、ATMの操作が慣れていない学生もいるため、本学から代理店に対して、「払込取扱票」を作ってくださいとお願いすることはできるのか。	①付帯海学の歯科治療費用担保特約は、海外の歯科医院での治療費用を補償するものですので、親知らずが痛んで歯科医院で治療を受けた場合の費用は対象となります。 ②「払込取扱票」は汎用帳票としてご用意しておりますので、ご利用いただくことは可能です。改めて代理店とお打ち合わせいただければと思います。

## ◇共通・不特定(学研災・付帯賠償・付帯学総・付帯海学)

No.	地区	質問内容	回答
43	東京	本学では4月からインバウンド付帯学総を導入している。この度、5月に来日した研究生がインバウンド付帯学総に加入し、来年4月までの保険期間となっている。学研災については本年4月から1年間(3月末まで)加入後、来年4月の1か月間のためにもう1年加入しなければならないのか。	ご指摘のとおり、学研災については1年間加入後、もう1年間ご加入いただくこととなります。また、学研災は月単位の保険料の返還はできかねますのでご承知おきください。
44	東京	①学研災・付帯賠償の保険金請求書はどのように入手するのか。 ②大学の住所が変更となるが、提出する書類はあるか。	①保険金請求書は帳票申込サイトからご注文ください。 ②窓口登録票をご提出ください。
45	東京	[学研災・付帯賠償] 全員加入の学生と任意加入の学生がいる。9月入学の学生について、本学では4月開始の保険に加入させているが、保険の適用開始日はいつになるのか。	9 4

## 【学研災】平成29年度 保険説明会でのご質問と回答(保険種目別)

No.	地区	質問内容	回答
46	東京	<p>[学研災・付帯賠償]</p> <p>①資料1で、インターンシップ中に個人情報を漏らした場合、個人の責任になることは少ないということだが、インターンシップ先で賠償事故等はあまりないのか。</p> <p>②加入証明書の証券番号は協会のHPからダウンロードして企業に渡せばいいのか。また、学研災も賠償も一人一人違う証券番号ではなく同じ証券番号でいいのか。</p> <p>③オープンキャンパスなどのアルバイト中や、近くの中学校からの要請でクラブ活動の指導に行った際等も対象になるか。</p> <p>④インターンシップへ参加する場合、届け出を出す学生もいれば出さない学生もいる。届け出をした学生に関しては学校の承認をしているが、そうでない学生に関しては保険は適用できないということか。</p> <p>⑤海外で活動する医療研究会(クラブ活動)がある。歯磨きの指導等、ボランティアのような内容であり、学長から承認を受けたクラブではあるが、海外でも学研災・賠償共に対象となるとということで問題ないか。</p>	<p>①個人情報の漏えいについて個人が責任を問われることはあまりないと想定されますが、借りたものを破損したり、鍵をなくした等の事故事例はございます。</p> <p>②証券番号は学研災NAVIからご確認ください。また、保険の種類、保険期間開始種別、保険期間が同じであれば同じ証券番号となります。</p> <p>③『解説』P.43に基づいて正課又は学校行事と見なすことが出来れば対象となります。</p> <p>④学校を介さず個人で行った場合は対象外ですが、個別承認方式又は包括承認方式で正課又は学校行事としての位置づけを行っていただければ対象となります。</p> <p>⑤学研災・付帯賠償共に海外でも国内同様の補償となり、クラブ活動中であれば学研災は14日以上の治療日数から補償の対象となります。ただし、付帯賠償は、インターンシップ又はボランティアクラブの活動に限られます。医学研究会を、貴学でボランティアクラブと認めることができれば、ボランティアクラブとして付帯賠償の対象となります。</p>
47	東京	<p>公立から私立への法人格の変更及び校名の変更がある。また、学部が1つなくなるので、変更手続きについて教えてほしい。</p>	<p>法人格の変更及び校名変更の場合には「賛助会員変更届」をご提出ください。学部の廃止につきましては提出書類はございませんが、窓口の部署名の変更や口座名義の変更がある場合は、窓口登録票及び「大学振込口座登録申請書」をご提出ください。</p>
48	東京	<p>[学研災・付帯賠償]</p> <p>4月に休学し、10月に復学する場合、保険期間開始種別はいつを選んだらよいか。</p>	<p>『解説』P.118問43の通り、4月入学生であれば4月開始でお申込みください。</p>
49	東京	<p>2018年に開校予定だが、学研災等の説明に来てほしい。</p>	<p>(後日、本協会担当者が大学設置準備室にご説明に伺いました。)</p>
50	名古屋	<p>大学が貸与している自転車で通学中に学生が事故を起こした。本人もケガをし、相手もケガをした。自転車は学生本人の所有物ではないが学研災も付帯賠償も補償の対象になるのか。</p>	<p>通学中の学生自身の事故は通学特約に加入していれば補償対象となります。付帯賠償(相手のケガ)も通学の目的によって補償対象となります。(Bコースは5つの活動とその往復に限られます。)なお、大学の自転車の賠償については状況によりますので、保険会社にご相談ください。</p>
51	名古屋	<p>学研災と付帯学総の両方に請求できる事故が発生した場合、付帯学総は学生が個人で代理店等に請求するが学研災の請求漏れはないのか。</p>	<p>付帯学総で保険金の請求があった場合、学研災も支払に該当する事故であった際には必ずその旨を学生にご案内しておりますので請求漏れはありません。</p>
52	大阪	<p>[学研災・付帯賠償]</p> <p>ボランティア、インターンシップについて</p> <p>①個人(学生自身)が保育園や地域の募金活動等に1、2日間参加する場合、全学生を把握するのはなかなか難しい。学校の管理下でないと補償の対象とはならないか。また、事後に申請する形では問題があるか。</p> <p>②企業から保険に加入するよう指示を受けているが、付帯賠償はBコースでよいか。</p>	<p>①正課ではない場合、学研災、付帯賠償共に事前に学校管理下の行事である旨を取り決めていただく必要がございます。ただし、付帯学総に加入されていれば学校管理下を問わず対象となります。</p> <p>②正課又は学校行事と位置づけられるインターンシップであれば、付帯賠償Bコースで問題ございません。</p>

## 【学研災】平成29年度 保険説明会での質問と回答(保険種目別)

No.	地区	質問内容	回答
53	大阪	付帯海学には加入する予定だが、賠償Cコースも海外での医療実習は対象となるのか。	海外でも国内同様に対象となります。 なお、短期間の研修であれば、自宅を出てから自宅に戻るまでを正課又は学校行事扱いにいただければ、学研災・賠償共に、研修期間は私的な活動中を除いて対象となります。
54	大阪	①留学生を対象とした稲刈りやハイキング等のイベントは、学校行事に含めることができるか。 ②インバウンド付帯学総にも加入している学生がケガをした場合、学研災とインバウンド付帯学総のどちらから支払われるのか。	①大学の判断で学校行事と位置づけていただくことに問題はございません。『解説』P.43をご参照の上、事前に学校行事と位置づけてください。 ②学研災は学校管理下の活動中、インバウンド付帯学総は24時間が補償対象のため、補償範囲が重複する正課や通学中等に起きた事故の場合は両方からお支払いします(インバウンド付帯学総が実費払いの場合)。
55	京都	[学研災・付帯賠償] ①インターンシップの位置づけについて教えてほしい。リクナビ等でインターンシップに行く場合も補償対象となるのか。 ②ボランティアで被災地に行き、地震に遭いケガをした場合は補償の対象となるのか。	①正課・学校行事の位置づけについては大学でご判断いただくこととなりますが、リクナビ等でインターンシップに行く場合も含め大学管理下の行動であるという証明が事故の際に必要なとなりますので、教授会等で大学としてどこまでをインターンシップとするのか、範囲を含めた決定をお願いいたします。 ②被災地でのボランティアについては、活動の目的によって補償の可否が異なります。『解説』P.133問125をご参照ください。
56	広島	学研災・付帯賠償は単位認定の有無にかかわらず正規生・非正規生ともに対象となるかと思いますが、付帯学総・付帯海学・インバウンド付帯学総はどうか。	付帯商品についても正規生・非正規生にかかわらず、学研災に加入していることが前提となります。単位認定の有無は関係ございません。
57	広島	メールや文章等で相談したい場合はどこに問い合わせたらいいのか。	本協会のホームページ(学研災NAVI)からお問い合わせが可能です。
58	福岡	[学研災・付帯賠償] 任意加入で保険料の領収書を発行する際、協会の領収書書式を使用しているが、各部局の担当者がかなりの数を発行しなければならない場合があり、手間がかかっている。学生に学内で証書を購入させ、その代金と領収書をもって保険料の領収書とすることは可能か。	可能です。本協会の領収書をご使用いただかなくても、貴学が定めた方法で結構です。
59	福岡	[学研災・付帯賠償] 4月始期の大学集計報告書(紙ベース)を、2月や3月に協会に郵送することは可能か。	紙ベースの大学集計報告書であれば、4月始期の分を2月や3月に本協会を受領し保管しておくことは可能です。ただし、保険料のご請求は4月以降になります。なお、学研災システムでWEBからご提出の場合、受付開始は4月1日以降となります。
60	福岡	大学院を新設する。届け出は必要か。	窓口登録票をご提出ください。